

## 第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A-1 次に掲げる者のうち、無線局の免許を与えられないことがある者はどれか。電波法の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者
- 2 刑法に規定する罪を犯し懲役に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者
- 3 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止期間終了の日から6箇月を経過しない者
- 4 電波の発射の停止の命令を受け、その停止命令の解除の日から6箇月を経過しない者
- 5 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過した者

A-2 無線局の免許人は、その免許状に記載された住所に変更を生じたときは、どうしなければならないか。電波法の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 10日以内に、総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 2 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 免許状を訂正し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 4 1箇月以内に、総務大臣にその旨を届け出なければならない。

A-3 次の記述は、申請による指定事項の変更について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が□A□の指定の変更を申請した場合において、□B□と認めるときは、その指定を変更することができる。

- | A                              | B                |
|--------------------------------|------------------|
| 1 通信の相手方、通信事項、無線設備又は無線設備の設置場所  | 混信の除去その他特に必要がある  |
| 2 通信の相手方、通信事項、無線設備又は無線設備の設置場所  | 電波の規整その他公益上必要がある |
| 3 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間 | 混信の除去その他特に必要がある  |
| 4 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間 | 電波の規整その他公益上必要がある |

A-4 次の記述は、アマチュア無線局の廃止等について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を□A□ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、□B□以内にその免許状を返納しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく□C□を撤去しなければならない。
- ⑤ □D□に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

- | A      | B   | C    | D       |
|--------|-----|------|---------|
| 1 廃止した | 10日 | 空中線  | ①又は③の規定 |
| 2 廃止した | 1箇月 | 送信装置 | ①の規定    |
| 3 廃止する | 10日 | 送信装置 | ③の規定    |
| 4 廃止する | 1箇月 | 空中線  | ④の規定    |

A-5 次の記述は、アマチュア無線局の受信設備の条件について、電波法及び無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の□Aに支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が他の□Aに支障を与えない限度は、受信空中線と□Bの等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が□C以下でなければならない。
- ③ その他の条件として受信設備は、なるべく次に適合するものでなければならない。
  - (1) 内部雑音が小さいこと。
  - (2) 感度が十分であること。
  - (3) 選択度が適正であること。
  - (4) □Dが十分であること。

	A	B	C	D
1	重要無線通信を行う無線局の運用	電氣的常数	4マイクロワット	了解度
2	重要無線通信を行う無線局の運用	利得及び能率	4ナノワット	安定度
3	無線設備の機能	電氣的常数	4ナノワット	了解度
4	無線設備の機能	利得及び能率	4マイクロワット	安定度

A-6 次の表の記述は、電波の型式の記号表示とその内容を示すものである。電波法施行規則の規定に照らし、その記号と内容が適合しないものを下の表の1から5までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電波の型式の内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	A1A	振幅変調で両側波帯	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって聴覚受信を目的とするもの
2	C3F	振幅変調で残留側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）
3	F2B	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	電信であって自動受信を目的とするもの
4	G7D	角度変調で位相変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
5	H3E	振幅変調で低減搬送波による単側波帯のもの	アナログ信号である単一チャンネルのもの	ファクシミリ

A-7 次の表は、上欄に電波の型式を、下欄にその電波の型式を使用するアマチュア局（散乱波によって通信を行うものを除く。）の発射電波の占有周波数帯幅の許容値を、無線設備規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき数値の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

電波の型式	A1A	A3E	J3E	F1B、F1D	F2A、F2B、F2D
占有周波数帯幅の許容値	□A kHz	6 kHz	3 kHz	□B kHz	□C kHz

	A	B	C
1	1	3	6
2	0.5	2	3
3	0.5	1.5	2
4	0.25	1	1.5
5	0.25	0.5	0.5

A-8 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について、無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り □A□ によって □B□ ものでなければならない。
- ② 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る □C□ によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A	B	C
1 電源電圧又は負荷の変化	影響を受けない	振動又は衝撃
2 電源電圧又は負荷の変化	発振周波数に影響を与えない	振動又は衝撃
3 外囲の温度若しくは湿度の変化	影響を受けない	電源電圧又は負荷の変化
4 外囲の温度若しくは湿度の変化	発振周波数に影響を与えない	電源電圧又は負荷の変化
5 振動又は衝撃	影響を受けない	外囲の温度若しくは湿度の変化

A-9 次の記述は、アマチュア無線局の目的外使用の禁止等について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。  
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、 □A□ 、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。  
(1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。  
(2) 通信を行うため □B□ のものであること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、 □C□ に掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ⑤ □D□ に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C	D
1 無線設備の設置場所	必要最小	①の(1)から(6)まで	①、②、③の(1)又は④の規定
2 無線設備の設置場所	最適	①の(1)から(4)まで	①、②、③の(2)又は④の規定
3 無線設備	必要最小	①の(1)から(4)まで	①、②、③の(1)又は④の規定
4 無線設備	最適	①の(1)から(6)まで	①、②、③の(2)又は④の規定

A-10 次の記述は、アマチュア局がモールス無線通信により2以上の特定の無線局を一括して呼び出そうとするとき、順次送信すべき事項を無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 相手局の呼出符号 □A□
- ② DE 1回
- ③ 自局の呼出符号 □B□
- ④ K 1回

A	B
1 それぞれ3回以下	3回
2 それぞれ3回以下	2回以下
3 それぞれ2回以下	3回以下
4 それぞれ2回以下	1回
5 それぞれ1回	1回

A-11 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、電波を発射する前にどうしなければならないか。無線局運用規則の規定に照らし、正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 擬似空中線回路を使用して発射しようとする電波の質をあらかじめ確かめておかなければならない。
- 2 発射しようとする電波の空中線電力が最も適当な値となるように送信機の出力を調整しななければならない。
- 3 発射しようとする電波の周波数をあらかじめ測定しておかなければならない。
- 4 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
- 5 自局の発射しようとする電波の周波数に隣接する周波数において他の無線局が重要な通信を行っていないことを確かめなければならない。

A-12 次の記述は、無線通信を妨害した者に対する罰則について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電気通信業務又は □ A □ の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、 □ B □ 、気象業務、 □ C □ 若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。
- ② ①の未遂罪は、罰する。

	A	B	C
1	放送	治安の維持	電気事業に係る電気の供給の業務
2	放送	災害の防止	ガス事業に係るガスの供給の業務
3	宇宙無線通信	環境の保全	航空交通管制業務
4	宇宙無線通信	電波の監視	電波天文業務

A-13 次の記述は、電波の発射の停止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の □内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する □ A □ が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して □ B □ 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する □ A □ が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する □ A □ が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに □ C □ しなければならない。
- ④ ①により電波の発射を停止された無線局を運用した者は、 □ D □ 又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C	D
1	電波の質	臨時に	①の停止を解除	1年以下の懲役
2	電波の質	3箇月以内の期間を定めて	その旨を通知	2年以下の懲役
3	電波の強度	臨時に	その旨を通知	1年以下の懲役
4	電波の強度	3箇月以内の期間を定めて	①の停止を解除	2年以下の懲役

A-14 アマチュア無線局の免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、総務大臣からどのような処分を受けることがあるか。電波法の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 期間を定めて行われる電波の型式の制限の処分
- 2 期間を定めて行われる通信の相手方又は通信事項の制限の処分
- 3 再免許の拒否の処分
- 4 送信空中線の撤去の処分
- 5 期間を定めて行われる周波数の制限の処分

A-15 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線従事者が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消し、又は□A□ 以内の期間を定めてその□B□ することができる。

- ① この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- ② 不正な手段により免許を受けたとき。
- ③ □C□ に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	6箇月	操作の範囲を制限	著しく心身
2	6箇月	業務に従事することを停止	身体
3	3箇月	操作の範囲を制限	身体
4	3箇月	業務に従事することを停止	著しく心身

A-16 次の記述は、社団（公益法人を除く。）であるアマチュア局の免許人が行わなければならない事項について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

免許人は、その□A□ 及び理事に関し□B□ ときは、□C□ 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に届け出なければならない。

	A	B	C
1	代表者	変更があつた	直ちに
2	構成員	変更があつた	遅滞なく
3	構成員	変更しようとする	あらかじめ
4	定款	変更があつた	遅滞なく
5	定款	変更しようとする	あらかじめ

A-17 次の記述は、電気通信の秘密に関する国際電気通信連合憲章の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、国際通信の秘密を確保するため、□をとり、□をとることを約束する。

- 1 使用される無線通信のシステムを改善する措置
- 2 技術開発の状況が許す限り、技術的に可能な措置
- 3 使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置
- 4 電波の監視の強化等無線通信の秩序の維持に必要な措置

A-18 次に掲げる周波数帯のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯を下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 14,350 kHz～14,450 kHz
- 2 18,168 kHz～18,268 kHz
- 3 18,268 kHz～18,618 kHz
- 4 21,000 kHz～21,450 kHz
- 5 21,450 kHz～21,850 kHz

A-19 次の記述は、「有害な混信」の定義について、国際電気通信連合憲章の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の□A□の運用を□B□し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを□C□し若しくは□B□する混信をいう。

- |   | A    | B  | C      |
|---|------|----|--------|
| 1 | 安全業務 | 妨害 | 反覆的に中断 |
| 2 | 安全業務 | 制限 | 一時的に遮断 |
| 3 | 特別業務 | 妨害 | 一時的に遮断 |
| 4 | 特別業務 | 制限 | 反覆的に中断 |

A-20 次の記述は、「標準周波数報時業務」の定義について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

「標準周波数報時業務」とは、□A□のため、公表された高い精度の□B□周波数、報時信号又はこれらの双方の発射を行う□C□その他の目的のための無線通信業務をいう。

- |   | A      | B  | C     |
|---|--------|----|-------|
| 1 | 周波数の較正 | 特性 | 科学、産業 |
| 2 | 周波数の較正 | 基準 | 学術、産業 |
| 3 | 無線測位   | 特定 | 学術、産業 |
| 4 | 一般的受信  | 特性 | 科学、技術 |
| 5 | 一般的受信  | 特定 | 科学、技術 |

B-1 次の記述は、アマチュア無線局の免許内容の変更等の許可及び変更検査について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人は、□ア□、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ② ①のただし書の事項について無線設備の変更の工事をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ③ ①の変更は、□イ□に変更を来すものであってはならず、かつ、第7条第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。
- ④ ①の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が□ウ□に適合していると認められた後でなければ、□エ□してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ⑤ ④の検査は、④の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その□オ□を省略することができる。

注1 登録点検事業者とは、電波法第24条の2（点検事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

- |                |                    |           |              |                |
|----------------|--------------------|-----------|--------------|----------------|
| 1 通信方式         | 2 周波数、電波の型式又は空中線電力 | 3 ①の許可の内容 | 4 全部         | 5 電波を発射        |
| 6 許可に係る無線設備を運用 | 7 一部               | 8 通信の相手方  | 9 電波の型式及び周波数 | 10 第3章に定める技術基準 |

B-2 次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の□ア□の周波数の□イ□周波数からの許容することができる□ウ□の偏差又は発射の□エ□周波数の□オ□周波数からの許容することができる□ウ□の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。

- |      |      |      |      |       |
|------|------|------|------|-------|
| 1 割当 | 2 中央 | 3 最大 | 4 占有 | 5 下限  |
| 6 特性 | 7 指定 | 8 発振 | 9 基準 | 10 最小 |

B-3 次に掲げる記述のうち、無線局運用規則の規定に照らし、無線電信通信に使用するQ符号とその意義との組合せが対応しているものを1、対応していないものを2として解答せよ。

Q符号	意義
ア QRK?	こちらの伝送は、混信を受けていますか。
イ QRP?	こちらは、送信機の電力を増加しましょうか。
ウ QRU?	そちらは、こちらへ伝送するものがありますか。
エ QRZ?	そちらは、通信中ですか。
オ QTH?	緯度及び経度で示す（又は他の表示による。）そちらの位置は、何ですか。

B-4 次に掲げる記述のうち、無線従事者規則の規定に照らし、無線従事者免許証を返納しなければならない場合に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者とその免許取得後、5年を経過したとき。
- イ 無線従事者が無線設備の操作を5年以上行わなかったとき。
- ウ 無線従事者とその免許を取り消されたとき。
- エ 無線従事者が失そうの宣告を受けたとき。
- オ 無線従事者が日本の国籍を失ったとき。

B-5 次の記述は、無線局からの混信について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、□ア、識別表示のない信号の伝送を禁止する（第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。
- ② 送信局は、□イを満足に行うため必要な□ウで輻射する。
- ③ 混信を避けるために
  - (1) 送信局の位置及び業務の性質上可能な場合には、受信局の位置は、特に注意して選定しなければならない。
  - (2) 不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、□エの□オをできる限り利用して、最小にしなければならない。

- |                   |          |         |            |          |
|-------------------|----------|---------|------------|----------|
| 1 暗語又は略語による伝送     | 2 最小限の電力 | 3 信号の識別 | 4 電波伝搬     | 5 業務     |
| 6 虚偽の又は紛らわしい信号の伝送 | 7 利点     | 8 電气的特性 | 9 指向性のアンテナ | 10 十分な電力 |